



環境

ごみ処理

ごみ処理は、家庭ごみを対象に昭和48年9月から市全域を処理区域と定め収集している。

平成9年4月から容器包装リサイクル法に基づき、従来の可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみのほか、資源物として缶、びん、新聞紙、雑誌・チラシ、段ボール、古布の分別収集を開始し、更に、平成12年4月から、ペットボトルを、平成19年4月から、その他紙を分別品目に加え、一層の再資源化を図っている。

また、平成13年6月からは、家庭ごみの減量と排出抑制、資源物の分別促進及びごみ処理に係る公平な費用負担等を目的として、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみを対象に「家庭ごみの有料化」を実施している。

処理方法は、可燃ごみについては八戸清掃工場（※）において焼却し、不燃ごみ及び粗大ごみについては八戸リサイクルプラザ（※）において破砕後、金属類を選別・回収している。破砕選別後の可燃残渣は八戸清掃工場で焼却され、不燃残渣は焼却残渣と共に八戸市天狗沢最終処分場で埋立処分している。

資源物は、八戸リサイクルプラザで中間処理（選別・圧縮・梱包）した後、(財)日本容器包装リサイクル協会及び資源回収業者を通じて、それぞれ資源化している。

乾電池・蛍光灯・体温計は有害ごみとして協力店を通じて別途回収し、再資源化している。

また、事業活動に伴って生じた一般廃棄物は、事業者の責任において自ら又は許可業者を利用して処理施設へ搬入され、適切に処理されているが、より一層の減量と資源化を図るため、平成20年度より、事業系紙ごみのうち、資源化できるものについて、八戸清掃工場への搬入を規制している。

最終処分場については、埋立容量が少なくなっていることから、平成16年から新たな処分施設の建設事業に着手、平成17年度には候補地を選定し、現在、用地の買収を完了し、平成22年度からの工事着工に向け、埋蔵文化財発掘調査、樹木伐採等の手続きを実施している。

※ 八戸清掃工場と八戸リサイクルプラザは1市2町による広域事務組合で管理運営

1 家庭ごみ収集体制（全市域を対象）

- (1) 収集方法 ステーション方式（粗大ごみは戸別収集）
- (2) 世帯数 102,210世帯（21.9.30現在 住民基本台帳による）
- (3) 収集回数

（平成21年12月1日現在）

ごみの種類	収集回数区分	
	旧八戸市	南郷区
可燃物	週2回	
不燃物	月1回	
粗大	戸別収集（粗大ごみ受付センターで収集予約が必要）	
資源物（缶、びん、ペットボトル）	週1回（毎週水曜日）	
資源物（新聞紙、段ボール）	月2回（毎月第1・第3水曜日）	
資源物 （雑誌・チラシ、古布、その他紙）	月2回（毎月第2・第4水曜日）	

有害	市内の協力店（電器店、スーパー等）にて回収	南郷区役所、島守支所若しくは協力店にて回収
----	-----------------------	-----------------------

【家庭ごみの収集処理手数料】

燃やせるごみ	指定ごみ袋（容量45リットル）1枚につき	30円
燃やせないごみ	指定ごみ袋（容量30リットル）1枚につき	20円
	指定ごみ袋（容量20リットル）1枚につき	15円
粗大ごみ	粗大ごみ処理券1枚につき	500円

* 指定ごみ袋は、1組10枚入りで販売。

2 最終処分場

(1) 既存の最終処分場

施設名	八戸市一般廃棄物天狗沢最終処分場	
区分		
所在地	八戸市大字是川字上田中沢及び田中山地内	
敷地面積	94,713m ² （内市有地21,750m ² ）	
建物面積	752.06m ²	
埋立面積	69,500m ²	
埋立容量	690,000m ³	
竣工	昭和56年1月10日	
総事業費	647,000千円	
形式	埋立方式	準好気性サンドイッチ
	浸出水処理施設	処理方式：回転円板＋凝集沈殿 処理能力：最大200m ³ /日×2系列
埋立量	12,142 t（H20年実績）	

(2) 新処分施設（一般廃棄物最終処分場）建設計画

平成16年11月より新処分施設建設（平成25年3月竣工予定）を計画し、現在、工事着工前の埋蔵文化財発掘調査、樹木伐採等の手続きを実施している。

施設の概要		
建設用地	八戸市大字櫛引字湯ノ沢・字永森地内	
事業面積	約14.6ha	
埋立面積	15,400m ² （コンクリート槽(4区画)）	
埋立容量	214,000m ³	
埋立期間	平成25年度～平成39年度(15年間)	
工期	平成22年9月～平成25年3月	
概要	埋立槽構造	クローズド型（被覆）構造
	浸出水処理方式	公共下水道へ接続

3 資源の回収

(1) 不燃ごみ、粗大ごみ及び資源物から有価物選別回収事業

一般家庭及び事業所から排出される不燃ごみ、粗大ごみ及び焼却残渣のなかから、鉄、アルミ、カレット（びん類）など、有価物（資源として再利用可能な物）の回収を行っている。

また、平成9年度から資源物の分別収集を開始しており、収集した資源物から不適物を除き、品目別に梱包し搬出している。

(平成20年度実績)

有 価 物 (t)	鉄缶	アルミ缶	ガラスカレット	新聞紙	段ボール	雑誌・屑	その他紙
	455	411	1,191	1,258	1,603	3,641	443
	古布	ペットボトル	有害ごみ	破碎鉄	破碎アルミ	磁選鉄	焼却灰溶融
	103	582	76	1,665	232	100	1,803

*数値は、t未満を四捨五入

*有害ごみは、再生処理するため資源物に加える

(2) リサイクルパートナー補助金制度

ごみの減量化と資源化を推進するため、昭和60年度から資源物を回収した団体に奨励補助金1kgあたり3円を交付している。

<20年度回収実績>

登 録 団 体	374団体	
実 施 団 体	99団体	
回 収 量	紙 類	656,073kg
	金 属 類	64,696kg
	布 類	121kg
	び ん 類	31,854kg
	計	752,744kg
売 渡 金 額	4,248,307円	
補 助 金 額	2,245,602円	

ア 対象 町内会、子供会、PTA、婦人会等の団体で20人以上で構成されている団体

イ 登録 市に回収団体として登録する

ウ 回収できるもの 紙類、金属類、びん類、布類（但し、家庭から排出されるものに限る）

(3) 八戸市資源集団回収事業補助金

平成4年度から、回収に係る経費の一部として登録事業者に対し補助金を交付している。

20年度実績 2,355,000円（7事業者）

(4) 八戸市廃食用油利活用事業

平成18年度から、家庭から排出される廃食用油を、市内のスーパーマーケットを回収協力店として、拠点回収を行っている。

回収した廃食用油は、バイオディーゼル燃料(BDF)に加工して、ごみ収集車および農業交流研修センターのトラクターの燃料として利用している。

8 清掃車両配車台数

(平成20年度)

区分	可燃 ごみ	不燃 ごみ	粗大 ごみ	資源物			有害 ごみ
				缶・びん・ペットボトル	新聞紙・段ボール	雑誌・チラシ・古 布・その他紙	
直 営	15	0	0	15	0	0	1
委 託	23	12	2	20	42	43	0
計	38	12	2	35	42	43	1

9 ごみ処理状況(平成20年度)

(1) 収集方法別ごみ量

	直営	委託	持込み	集団回収	総量
搬入量	19,809t	38,184t	30,954t	753t	89,700t
比率	22.1%	42.6%	34.5%	0.8%	100%

(2) 種類別ごみ量

	可燃	不燃	粗大	資源物	有害	集団	計	比率
生活系	45,440t	3,022t	305t	10,234t	69t	753t	59,823t	66.7%
事業系	26,210t	3,667t	0t	0t	0t	0t	29,877t	33.3%
計	71,650t	6,689t	305t	10,234t	69t	753t	89,700t	100.0%

*ごみ量については、t未満四捨五入

10 動物死体処理

動物死体は、収集車(パネルバン)による収集又は飼い主の直接搬入により、「動物死体焼却場(ワンニャン斎苑)」で焼却処理している。

実 績	収集(有料)	直接搬入(有料)	のら犬・猫等(無料)	計
20年度	349体	944体	1,293体	2,440体

環境保全

1 環境基本条例・環境基本計画

当市は、将来の市民に海・山・川といった豊かな自然環境を継承し、かつ、環境負荷の低減と経済的発展が両立した持続可能な社会を構築するために、平成 16 年 12 月に環境施策の基本理念を定めた「八戸市環境基本条例」を制定した。

条例では、行政、事業者、市民が一体となって、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる環境先進都市をつくりあげるために、市の環境に関する基本理念、市、事業者、市民それぞれの責務及び基本的施策等を定めている。平成 17 年 2 月には、条例に基づく環境基本計画を策定し、市の環境における目標を、「人と自然と地球にやさしい環境先進都市 八戸」と定め、「健康で安心できる生活環境」、「人と自然環境との共生」、「潤いと安らぎが感じられる都市環境」、「地球環境の保全」の 4 つの基本目標ごとに施策を展開している。

2 ISO14001

当市では、環境に影響を及ぼす可能性のある事務・事業を管理し、継続的な環境改善を図るため、ISO14001を平成13年10月5日付けで認証取得した。

認証の範囲は、本庁舎の事務部門（教育委員会、議会事務局、各委員会等を含む）、清掃事務所（事務部門のみ）及び下水道事務所（処理場、ポンプ場を含む）である。

平成21年度からは、自らの責任と自覚の下に環境改善を図る「自己適合宣言方式」に移行し、ISOのシステムで環境に影響を及ぼす事務・事業を維持管理している。

3 うみねこプラン（八戸市庁の環境にやさしい行動計画）

本計画は、従来 of 事務・事業を見直し、職員一人ひとりが環境に配慮した行動を率先して行うことができるよう、具体的な取り組み内容を定めたもので、平成 12 年度を初年度として全庁的に実施している。

また、本計画は温室効果ガスである二酸化炭素の削減目標も定めており、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の実行計画も兼ねている。

当初の計画期間の 5 年間を経て、平成 17 年度から「うみねこプランⅡ」として活動を継続している。

平成 20 年度における数値目標と取り組み実績は次表のとおりで、二酸化炭素の排出量は、平成 15 年度を基準年として、11.51%減少している。

目標及び平成20年度の取り組み実績

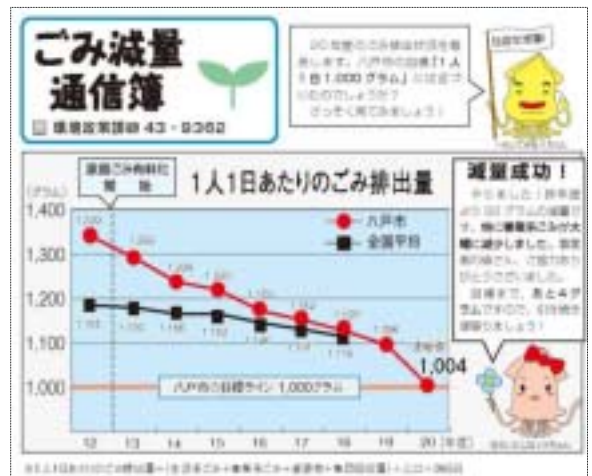
(基準年は平成15年度)

項目	目標(平成20年度)	平成20年度実績
電気使用量	増加させない	0.11%増加
水道使用量	増加させない	12.35%削減
LPガス使用量	増加させない	22.38%削減
都市ガス使用量	増加させない	66.74%削減
灯油使用量	増加させない	20.78%削減
重油使用量	増加させない	19.17%削減
ガソリン使用量	増加させない	1.40%削減
軽油使用量	増加させない	10.16%削減
用紙使用量	2.0%削減	25.29%削減
可燃性廃棄物量	3.2%削減	33.52%削減
不燃性廃棄物量	増加させない	5.48%増加
二酸化炭素排出量	増加させない	11.51%削減
その他温室効果ガス	できるだけ減らす	

4 環境保全啓発活動

小中学校の総合学習で環境を扱う学校が多く、当市でも広く環境意識の高揚を図るために、要望に応じて市職員が地域・学校に出向き、環境学習会を行っている。また、平成19年度からは、屋外での体験型学習会を実施している他、環境学習会の補助員として市民から有償ボランティアを募り、参加していただいている。

その他、毎年6月には、環境月間行事である水生生物調査(せせらぎウォッチング)を、平成17年度からは環境に対する市民の意識を深めることを目的に、八戸市環境展を年1回開催している。



さらに、広報「はちのへ」に隔月でごみ減量やリサイクル、環境に配慮した取り組み等の環境情報を掲載し、市民に紹介している。

また、平成16年9月から地元ケーブルテレビとのタイアップにより、ごみ問題や地球環境問題などをわかりやすく解説した環境啓発番組を制作している。番組では、職員自らが戦隊もの(エコレンジャー)に扮して出演し、シナリオも職員自らが手作りで行うなど、分かりやすく親しみやすい番組作りを心がけている。

5 はちのへクリーンパートナー制度

市民のボランティアによる清掃活動を市が支援することで、環境美化を推進する制度として平成15年4月に創設した。具体的には、市民はボランティアで道路や公園などの清掃を行い、市はごみ袋の提供や拾い集めたごみの回収などを支援する。クリーンパートナーには、市内の個人、団体、企業など誰でも申し込むことができ、登録者には、誇りを持って活動していただくことを期待して、登録証の交付や市ホームページで活動内容を紹介している。

平成21年12月1日現在の登録数は、個人32、団体150の合計182となっている。

6 環境監視事業

水質汚濁や騒音等の調査及び事業場への立入調査・指導を行っている。

1) 公共用水域及び地下水の水質の常時監視（特例市移譲事務）

①河川 7 地点（新井田川 5、五戸川 1、浅水川 1）、年 4 回

②海域 16 地点（八戸前面海域…工業港他 14 地点、年 6 回；南浜海域 2 地点、年 4 回）

地下水調査 概況・汚染井戸周辺地区・継続監視の 3 区分

平成 20 年度公共用水域測定結果は、河川は全ての環境基準点で環境基準を達成した。海域では 3 地点で環境基準を超過した。地下水調査は、市内 10 地点で概況調査を行い、4 地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過した。また、市内 15 地点で汚染井戸周辺地区調査を行ったが、調査した項目は全て環境基準内であった。継続監視調査は市内 33 地点で行い、1 地点で有機塩素化合物が、14 地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過した。

2) 工場・事業場の排水監視及び水質汚濁防止法に係る届出事務

立入検査対象特定事業場 77 事業場

上乘せ排水基準の適用

平成 20 年度は、延べ 136 事業場に立入調査を実施し、このうち 6 事業場に排水基準不適合に伴う改善指導を、22 事業場に対し届出不履行に伴う指導を行い、改善対策及び届出が行われた。

3) 騒音・振動調査及び法令に基づく届出事務

①自動車騒音調査常時監視 25 地点

平成 20 年度は、市内の主要幹線道路 9 路線の道路端から両側 50m の範囲内にある 4,722 戸について調査を行い、昼間・夜間とも環境基準以下の住居は 4,580 戸で基準達成率 97.0%であった。

②環境騒音調査 20 地点・・・全地点環境基準達成

③航空機騒音調査 6 地点・・・全地点環境基準達成

4) 悪臭

嗅覚測定法による事業場指導（八戸市悪臭発生防止指導要綱）

平成 20 年度は、12 事業場について嗅覚測定を行い、指導基準値を超過した 6 事業場に悪臭防止のための改善対策を指導した。

5) 公害防止協定

協定締結工場	45社（平成20年度末現在）
三者協定（県・市・事業者）	15社
二者協定（市・事業者）	30社

7 生活環境保全条例

当市では、「住みよい、生きがいのある総合的産業都市」の実現の一環として、昭和57年1月1日「八戸市生活環境保全条例」を施行し、健康で快適な環境づくりに努めている。

この条例では、当市の生活環境保全行政の理念を明らかにして、市民総ぐるみで取り組むことを宣言し、具体的には「土ぼこりの発生防止」「血水流出等の防止」「空き地の適正管理」「電波障害の防止」「河川等の富栄養化の防止」「緑化の推進」「空き缶等の散乱防止」「屋外焼却行為の制限」の8項目について、市長、市民及び事業者それぞれの責任と義務を明示した。

これにより、市長は良好な生活環境を確保するため必要があると認めるときは、立入調査、指導、勧告することができ、とりわけ「空き缶等の散乱防止」と「屋外焼却行為の制限」については、違反者に対して措置命令と罰則を適用することができることを規定している。

生活環境保全条例関係苦情の状況

（平成20年度実績）

種別	条 例 項 目								条 例 項 目 以 外					合 計
	土ぼこりの発生防止	血水流出等の防止	空き地の適正管理	電波障害の防止	河川等の富栄養化の防止	緑化の推進	空き缶等の散乱防止	屋外焼却行為の制限	公害苦情	生活排水の適正処理	夜間の静穏保持	竹木の適正管理	その他	
件数	1	0	42	0	0	0	0	42	19	7	1	11	14	137

公害苦情内訳（騒音7、悪臭8、大気汚染1、その他3、計19件）

8 飼い犬の登録事務

狂犬病予防法に基づき、春150ヶ所、秋118ヶ所の市内注射会場を巡回して狂犬病予防注射と犬の登録を実施している。

一方で冬期間を除き、野犬捕獲補助員を青森県動物愛護センターに派遣し、野犬の捕獲に努めている。

犬の放し飼いや糞の始末など、犬の飼い方に関する苦情が多く寄せられていることから、パンフレットの配布などによって、飼い主のモラル向上を図っている。また、飼い犬飼育指導員を配置し、犬の登録・予防注射の徹底と正しい飼い方等を巡回指導している。

	総登録数	新規登録	狂犬病予防注射	接種率	捕獲頭数
20年度	11,474	1,005	9,820	85.6%	85

下 水 道

1 下水道事業の概要

公共下水道は、1953(昭和28)年新井田川と馬淵川に挟まれた既成市街地を対象として基本計画を策定し、うち小中野地区約63haについて事業認可を受け1956(昭和31)年に本格的に事業に着手した。以来、市街地化の拡大等の社会変化に呼応させ数次にわたる計画の見直しを重ねるとともに、1971(昭和46)年に公害対策基本法が制定されたことにより1973(昭和48)年には一部地域を除いて污水排除方式を雨水処理とは完全に分離する分流式とするなどの改変を経て、1978(昭和53)年には東部終末処理場において本格的な污水处理を開始した。

この污水处理開始の前年には、青森県において「新井田川河口水域流域別下水道整備総合計画」が立案された。これに基づき1981(昭和56)年には、八戸市を含む1市3町を対象として県が事業主体となる馬淵川流域下水道計画を策定した。これにより市では1985(昭和60)年から馬淵川を境に右岸地域は東部処理区として従来どおり単独公共下水道で、左岸地域は馬淵川処理区として流域関連公共下水道で、それぞれ整備が進められることとなった。

1990(平成2)年には、このような下水道事業を取り巻く社会的・技術的環境変化への対応や上位計画との整合を図るため、市街化区域を主体に6,325haを公共下水道事業区域とした、現在の基本計画とし施設整備を図っている。

一方、公共下水道事業区域以外においても、あまねく住民の生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、一部の農業集落においては農業集落排水事業で、その他の地域や公共下水道区域でも当面整備が見込めない地域においては、市の合併処理浄化槽設置整備補助事業を活用することも出来る合併処理浄化槽の設置により、公共下水道と同様な水洗化生活を可能としている。

2 公共下水道計画概要

全体計画

区 分		馬淵川以東	馬淵川以西	計
汚 水	処 理 区 名	東部処理区	馬淵川処理区	
	処 理 面 積 (h a)	4,270	2,055	6,325
	処 理 人 口 (人)	192,200	75,000	267,200
	ポ ン プ 場 (箇 所)	7	1	8
雨 水	処 理 場 能 力 (m ³ /日)	138,300	(90,200)	—
	排 水 区 面 積 (h a)	4,055	1,854	5,909
	ポ ン プ 場 (箇 所)	8	7	15

※ () は馬淵川浄化センター

3 公共下水道汚水施設整備状況 (平成20年度末現在)

区 分	東部処理区	是川処理区	旭ヶ丘処理区	馬淵川処理区	計
処 理 面 積 (h a)	2,178	51	38	637	2,904
処 理 人 口 (人)	95,571	3,067	2,550	25,068	126,256
ポンプ場(箇所)	4	0	0	0	4
処理場能力(m ³ /日)	50,000	2,210	1,480	—	—

※是川・旭ヶ丘両処理区は将来東部処理区に統合

■下水道普及率 51.8% (平成21年3月末現在)

処理区域内人口÷行政人口=126,256÷243,682=51.8%

4 農業集落排水施設整備状況 (平成20年度末現在)

区 分	一日市地区	豊崎地区	市野沢地区	島守地区	計
処 理 面 積 (h a)	101	88	103	145	437
処 理 人 口 (人)	1,250	1,851	1,398	1,405	5,904

5 合併処理浄化槽設置補助事業

設置基数実績

単位：基

	5人槽	6～7人槽	8～10人槽	計
平成18年度	42	43	1	86
平成19年度	35	42	0	77
平成20年度	43	44	0	87